

と（以下「甲」という）と、Kono Yubi株式会社（有料職業紹介事業者：14-ユ-301641）（以下「乙」という）は、以下の業務について下記の通り契約を締結する。

第1条（業務）

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、乙が紹介し、甲が採用した者（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の想定年収の20%（税別）を乙に支払うものとする。ただし、就業体験の承諾の有無（第5条）、人材の保有資格や勤務形態、応募経路等により異なるため、別紙「報酬」に定める通りとする。上記「想定年収」は、次式により計算する。なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入職初年度1年間の年俸額を想定年収とする。

想定年収＝（基本給＋その他固定的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

2. 被採用者が自己都合により入職後120日未満に甲を退職した場合、乙は退職時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職時期	返還するコンサルティング料
入職から7日未満	100%
入職から30日未満	50%
入職から90日未満	20%
入職から120日未満	10%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

3. 報酬の発生は、被採用者が甲における勤務初日を終業した日とする（以降「入職日」とする）。被採用者が、1日も就業すること無く自己都合により退職した場合、報酬は発生しない。退職時期の計算では、入職日を1日目、退職日は被採用者が退職の意思を表明し、甲が承諾した日として暦上の日数を適用する。

第3条（支払）

甲は第2条に定める報酬を、被採用者の入職月の翌月25日までに、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条（オーナーシップ）

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接し採用を決定して入職せしめた場合も、本契約に該当するものとする。なお、乙が甲に紹介した日から期間は12ヶ月以内とする。

第5条（甲による乙への協力）

甲は、乙がコンサルティング業務を行うために、その募集している人材の要件、採用後の業務の内容、給与の予定等、乙が要求する必要な情報を提供するものとする。加えて、甲は、候補者が甲の事業所における就業体験（保育及び関連業務や職場風土を十分な時間をかけて体感できること）ができるように、必要な調整や配慮を行うものとする。就業体験の期間や内容、事業所等は、甲乙及び候補者との協議により決定するものとする。

第6条（求人掲載）

乙がコンサルティング業務を行うにあたり、甲の求人情報を、乙が運営する求人サイト（<https://konoyubi.co.jp/>）に掲載を行うものとする。なお、求人掲載に係る費用は一切無料とする。ただし、求人掲載に関するオプションを利用する場合は、甲が料金発生する旨を事前に同意した上で、オプション利用を行うものとする。

第7条（機密保持）

乙は、甲より人材採用コンサルティングの依頼があった事実のほか、第5条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- 1 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- 2 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- 3 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- 4 甲から開示を受けた後に、正当な権限がある第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
- 5 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第8条（個人情報）

甲は、乙から知り得た、乙が紹介した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第

三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用目的以外に使用してはならない。また、甲は、採用しないと決めた候補者の個人情報、複製物を含め、直ちに乙に返還又は乙の求めに応じ廃棄しなければならない。

第9条（反社会的勢力の排除）

- 1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
- 2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - 1 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - 2 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - 3 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
- 3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第10条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は1年間同条件で更新するものとする。また、以後も同様とする。

第11条（契約の解除）

- 1. 甲または乙は、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - 1 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - 2 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - 3 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - 4 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - 5 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - 6 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
 - 7 その他前各号に類する事情が存するとき
- 2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第12条（損害賠償責任）

甲及び乙は、本契約の履行に関し、別段の定めがある場合を除き、本契約に関連して自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、相手方が被った一切の損害を賠償するものとする。

第13条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第14条（裁判管轄）

第13条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

第15条（残存条項）

本契約終了後においても、第7条、第8条および第12条は、なお効力を有する。

本契約書は2通作成し、甲、乙が各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲

印

乙 〒222-0032 神奈川県横浜市港北区大豆戸町516-1-307
Kono Yubi株式会社 代表取締役 阿部常充

印

別紙：「このゆび保育（人材紹介・求人サイト）」報酬一覧表

手数料率（人材紹介）

弊社からの人材紹介によって、採用した場合は以下表の手数料率をもとに報酬額を計算します。

手数料率（%）	正規職員	非正規・社保加入	非正規・社保未加入
---------	------	----------	-----------

保育士（体験・見学あり）	20	20	10
看護師	20	20	10
栄養士・調理師	10	10	5
幼稚園教諭	8	8	5
資格なし	5	5	5
保育士（体験・見学なし）	25	25	12

手数料率（求人サイト）

弊社の求人サイトに、貴社がご掲載した求人に直接応募があり、採用した場合は以下表の手数料率をもとに報酬額を計算します。なお、内定者の理論年収によらず一律額です。

手数料額（円/税別）	正規職員 or 非正規・社保加入	非正規・社保未加入
園長・児発管	300,000	150,000
保育士・児童指導員	300,000	150,000
看護師	400,000	20,0000
栄養士・調理師	200,000	50,000
幼稚園教諭	200,000	50,000
資格なし	50,000	50,000

想定年収の算出

想定年収は、下記の計算式で算出します。なお、想定年収については求職者に提示される雇用契約者の内容をもとに決定いたします。

$$\text{想定年収} = (\text{基本給} + \text{固定手当*}) \times 12 + \text{賞与**}$$

*固定手当は法人が負担するものであり、原則として毎月固定支給されるものを含みます。一方で、法人以外からの支給、個別家庭条件によって支給されるもの、変動されるものは除きます。

固定手当とみなすもの（例）：資格、地域、皆勤、被服、給食、シフト、バス添乗手当、みなし残業、研修、各種職務・役職手当など

固定手当とみなさないもの（例）：通勤、住宅、社宅、扶養、時間外、処遇改善、キャリアアップや地域加算関係など

**賞与は初年度の実績ではなく、昨年度の法人実績で計算したものを満額で計算した金額で算出し、法人持ち以外のものは含みません。なお、この金額は他社との比較も含めて事前に求職者に就業先選びの参考として提示させていただきます。また弊社および求職者以外には公開をいたしません。

就業体験 ※就業体験には、面接前の保育見学も含みます。

1. 当社の転職プログラムでは、就職希望の法人における保育業務の就業体験を組み込んでいます。就業体験は、保育士の就職及び転職におけるミスマッチを予防する目的で導入しています。なお、対象者は保育士資格保有者です。

2. 法人側は、就業体験の受け入れに承諾した場合、上述の手数料表の「保育士（体験・見学あり）」が適用されます。なお、求職者が自ら就業体験を希望しない場合においても適用されます。

3. 就業体験を行う事業所は、原則として配属予定となる事業所です。ただし、受け入れ体制や日程等で困難な場合には、配属予定となる事業所と類似した事業所でも可能とします。

4. なお、就業体験が難しい場合（感染予防等）は、配属予定園への保育見学や、施設長との面談で代替可とします。

返戻金制度の特例

提案する求職者の要件によっては「返戻金率の引き上げ」もしくは「返戻金期間の延長」の特例措置を行うことも可能です。特例を実施する場合は、電子メールもしくは覚書等の記録に残る形で合意の上で進めます。

求人サイト（<https://konoyubi.co.jp/>）の利用料など

掲載料は、永久に何件でも一切無料です。